

### 3-3 行政（区役所）による支援…公助

本節では、災害発生時に、区民の安全確保や、救助・救援等をすみやかに実行できる体制づくりや、区民個人、地域、企業等の自助・共助の取組みへの支援など、区役所の取組みについて記載する。

#### 3-3-（1）平常時における主な取組み

##### ①災害発生時の、または災害が発生するおそれがある場合の、区役所の活動に関する備え

以下のような取組みのほか、震災総合訓練等職員の防災訓練を実施し、実際の災害時に有効に機能するように職員の災害対応能力の向上を図っている。「3-3-（2）災害時における主な活動」（P 44～）を参照のこと。

##### ②区内の自主防災活動支援

###### A 地域防災リーダーの育成

地域防災リーダーの育成は、浪速消防署と共同して行っている。区役所は、地域防災リーダーの編成・登録に関する事、研修に関する事、装備品に関する事、防災行政無線（携帯無線機）に関する事、救助用資器材・備蓄物資に関する事などを担っている。

###### B 災害時避難所開設・運営訓練

地域の自主的な防災への取組みを支援し、自主防災組織が避難所を円滑に開設できるように、避難所開設運営訓練を実施する。

###### C 防災訓練

浪速消防署と共同で、地域住民・学校・企業などと防災訓練を実施し、地域の防災力の向上を図っている。

###### D 地区防災計画の作成支援

地域自主防災力の向上を図るため、地域の防災活動計画や避難行動要支援者への支援計画などの「地区防災計画」の作成に取り組む自主防災組織を支援する。

##### ③区内の企業、学校等の各施設との連携

事業所が保有する人的、物的資源を地域の重要な防災力として捉え、地域の防災力向上を図り、安心して生活できることをめざして、災害発生時に、協力をいただく防災協力事業所の登録制度を設けている。災害時避難所となる学校には、備蓄物資や救助用資器材等を配備するとともに、防災訓練等を実施し、日常的に連携を図っている。

#### ④避難場所の確保

浪速区では、避難場所として、次の場所を指定している。

##### A 一時避難所・災害時避難所・広域避難場所（資料編参照）

種別	意義
一時避難所 (43箇所)	最初に避難する場所。一時的に避難できる広場（公園など）
災害時避難所 (15箇所)	地震などで家が崩壊、消失した場合に避難する場所。宿泊・給食等の生活機能を提供し、一定期間、避難生活を行うことができる施設。（小中学校など）
広域避難場所 (1箇所)	同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予想される場合に避難する場所。大きな公園（浪速公園）

##### B 福祉避難所・緊急入所施設

福祉避難所とは、入院の必要や施設に入所するほどではなく、ある程度自力で過ごすことが可能な高齢者や障がい者などで、避難所では生活に支障をきたす人たちのために、特別な配慮がされている避難所をいい、緊急入所施設とは、避難所や自宅では生活することができない要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設をいう。高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設に協力をいただき、協定の締結を進めている。

##### C 津波避難ビル

津波避難ビルは、大津波警報発令の際に一時的に避難するためのもので、市立学校や市営住宅等の公共施設のほか、民間事業者等の協力を得て指定している。区内事業所（別紙参照）と津波避難ビルの協定を締結し、公共施設と合わせて区内の昼間想定避難者 67,000 人を収容する津波避難の収容スペースを確保している。

##### D 避難路

市が指定する避難路は広域避難場所に通じる道路または緑道。

津波避難路・地域（自主防災組織）が策定した避難計画により決定した津波避難ビルへの避難路。なお、津波到達前に沈下等の恐れがある堤防道路が津波避難路となっていることから、早急な耐震対策が必要となっている。地域ごとの避難計画に掲載（予定）。

#### ⑤物資の備蓄

区役所では、大規模災害に備えて、区役所及び避難所に、物資を備蓄している。

#### ⑥遺体仮収容（安置）所

遺体仮収容（安置）所の設置の必要が生じた場合、浪速区民センター等に遺体仮収容（安置）所を設置することとしている。

#### ⑦区民への啓発

各種訓練、広報紙、ホームページなどを通じて、防災に関する知識・技術等の普及を行っている。特に浪速区では、近年高層マンションが増加しており、その居住者や外国籍住民への対応が課題となっている。そうした居住者向けへの防災訓練の実施や多言語対応の防災マップの作成を行い、地域の防災力の向上を図っている。

#### ⑧要支援者支援

区内要支援者の名簿を管理し、一定の手続きを経て地域の自主防災組織に要支援者情報を提供するなど、要支援者の取組みに関する相談等、自主防災組織への総合的な支援を行う。

#### ⑨帰宅困難者対策

帰宅困難者とは、災害の発生により公共交通機関が停止し、自宅までの距離が遠く、徒歩で帰宅することが困難な人のことである。難波駅周辺で帰宅困難者は20万人と想定されており、大阪市危機管理室及び周辺区とともに対策を進める。

#### ⑩避難所における感染症対策

感染症流行時には、別途感染症の拡大防止のための対策を行うとともに、可能な限り自宅避難や知人宅等避難を呼びかける。

#### ⑪水防団

浪速区には、大雨や台風などによって、川や海から水があふれる被害を最小限に食い止め、水害から私たちの生命と財産を守るため水防活動を行う水防団が組織されている。水防団は、水防に関する事務を処理するために関係8市（大阪市、枚方市、寝屋川市、四条畷市、門真市、守口市、大東市、東大阪市）によって水防法などにもとづき設立された淀川左岸水防事務組合に属している。

区役所としては、水防工法の訓練を実施するなどの水防事務の一部を担い、非常時に備えている。

### 3-3-(2) 災害時における主な活動

区役所では、災害発生時、区民等の救助・救援等を速やかに行うため、あらかじめ、災害時の区役所職員の行動等を定めている。

#### 1) 動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動 員 種 別 表

種別	災害状況	対象
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	区長並びに指定職員※
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

#### ※指定職員

浪速区役所の所掌事務を遂行するために必要な職員で、区長が指定する。

#### 2) 動員

〈震災関係〉

##### (1) 動員基準

ア 市域で震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報が発表されたときは、1号動員とする。

勤務時間外にあつては、職員は速やかに、次に定める区分により自動参集する。

#### 所属参集

浪速区役所職員は市本部要員を除き浪速区役所に参集する。

#### 直近参集

あらかじめ指定された職員（直近参集職員）は、指定された区役所に参集し初期初動対策を行う。

イ 市域で震度 5 弱・5 強（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に津波警報が発表されたときは、2 号動員とする。

勤務時間外にあつては、職員は浪速区役所に参集する。

なお、震度 5 強の場合、又は大阪府域に津波警報が発表された場合、上記アの直近参集に該当する者については、指定された区役所に参集し、区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。

ウ 市域で震度 4（気象庁発表）を観測したときは、3 号動員とする。

勤務時間外にあつては、職員は指定された区役所に自動参集する。

エ 大阪府域に津波注意報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたときは、4 号動員とする。

勤務時間外にあつては、職員は浪速区役所に自動参集する。

オ 緊急区本部長

勤務時間外に市域で震度 5 弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたときは、浪速区役所に参集する。

表 動員体制一覧

震度等	動員	動員人員	参集場所
震度 6 弱以上 大津波警報	1 号動員	全員	直近参集／所属参集
震度 5 強 津波警報	2 号動員	区長並びに 指定職員	直近参集／所属参集
震度 5 弱			所属参集
震度 4	3 号動員	指定職員	所属参集
津波注意報 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒、又は巨大地震注意）発表	4 号動員	指定職員	所属参集

<風水害関係>

ア 台風時等以外で事前に災害が予測できない場合

(ア) 市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたときは、1号動員の指令があったものとみなす。

勤務時間外にあつては、指定職員は速やかに浪速区役所に参集する。

(イ) 市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、又は大雨警報、洪水警報が発表されたときは、4号動員の指令があったものとみなす。

勤務時間外にあつては、職員は速やかに浪速区役所に参集する。

イ 台風時等で事前に災害が予測できる場合

台風が市域に接近する前に気象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合には、危機管理監を議長とした警戒体制検討会議が開催され、活動体制（組織体制・動員体制）と対応方針が決定される。

なお、動員の目安としては次のとおりとする。

(ア) 府域に強い台風<sup>注</sup>が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき、又は同等の事態が発生する恐れがあるときは、1号動員を目安とする。

注) 府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上を目安とする。

(イ) 府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるときは、3号動員を目安とする。

ウ 洪水予測・水位到達情報が発表された場合

それぞれの段階における避難情報発令の判断については「洪水予測河川及び水位周知河川に関する避難勧告等実施要領」による。動員の対象は、避難対象区に限定し、状況により拡大する。

(ア) 避難情報を発令するおそれがあるときは、3号動員の指令を発する。

(イ) 避難情報を発令したときは、2号動員の指令を発する。

エ 緊急区本部員

勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、浪速区本部を設置したときは、本部からの連絡により参集する。

動員体制一覧表

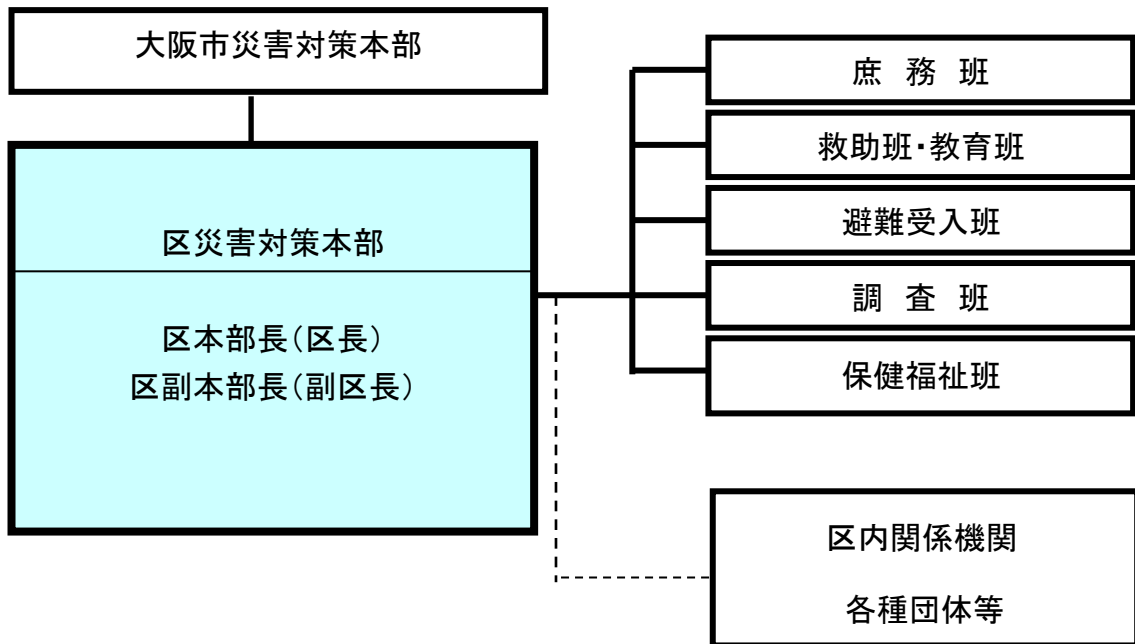
動員基準	動員	動員人員	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき<sup>注1)</sup></li> <li>・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき</li> </ul>	1号動員	全員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報<sup>注2)</sup>を発令したとき</li> </ul>	2号動員	区長並びに指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき<sup>注3)</sup></li> <li>・避難情報<sup>注2)</sup>を発令するおそれがあるとき</li> </ul>	3号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき</li> <li>・大雨・洪水警報が発表されたとき</li> </ul>	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 台風時以外の河川氾濫の避難情報発令による動員対象は、状況により変更する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

### 3) 区災害対策本部の体制



### 4) 各班の役割

#### ア 庶務班

##### 〔担当事務〕

- 区災害対策本部の運営、各班の連絡調整に関すること
- 市役所内部各部、関係機関への応援協力要請に関すること
- 市災害対策本部との連絡に関すること
- 予算計理に関すること
- 情報の収集、伝達及び広聴・広報に関すること
- 義援金品の受付、並びに保管に関すること
- 災害記録（写真・映像含む）に関すること
- ボランティアの調整に関すること
- 他の班の所管に属しないこと

##### 〔担当事務の具体的な内容〕

- 発生した事態を推測・確認すること
- 区本部長（区長）に事態を報告し、区災害対策本部設置を決定し各班や関係機関に連絡すること
- 被害情報を早急に把握開始すること
- 調査班や救助班などの役割を、区本部長の了解のもと、事態の状況に応じて決定し、区役所内部に示すこと

##### 〔災害時の広報〕

- 避難所の開設の状況、避難者数



- 行方不明者数
- 死者数
- 安否確認場所
- 鉄道・バスの運行状況
- 市内の学校、保育所、幼稚園における安否確認、授業実施などの状況
- 医療機関の状況
- 巡回診療、救護所の状況
- 水、食糧、生活物資の提供の状況・場所
- 各種証明書の発行の状況
- 応急仮設住宅、市営住宅の入居募集 など

## イ 救助班・教育班

### 〔担当事務〕

- 被災者の応急救助に関すること
- 救援物資の調達保管及び配給に関すること
- 罹災・被災証明書の発行に関すること
- 義援金品の配分に関すること
- 団体等の協力活動の連絡調整に関すること
- 学校園等との連絡調整に関すること

### 〔担当事務の具体的な内容〕

- 住民の救助
  - ・ 区内の生き埋めや救助状況等の把握（庶務班と連携）
  - ・ 可能な範囲で、近隣住民の救助活動の実施
  - ・ 消防、警察、自主防災組織、救援ボランティアなどの活動の調整、連携、支援（庶務班と連携）
- 水、食糧、生活物資など救援物資の調達、供給等
  - ・ 避難者などへの救援物資等の現況の把握及び必要数の見積・市本部等への要請
  - ・ 救援物資の集積、分類、積載、輸送、供給
- 罹災・被災証明書の発行
- 義援金品の配分・輸送（場所、人員等の確保など）

### 〔災害時において最初に実施する事項〕

- 庶務班と連携し、発生した事態の把握、被害状況の情報収集の開始
- 救助活動の実施、支援拠点の確保（※状況による）

- 水、食糧等の救援物資の調達・輸送・供給の準備
- 市本部と連携した道路状況の把握、輸送経路・輸送手段の確保
- 区本部で運用できる救助部隊、団体、機関等の状況の把握（救助に対応できる人的能力を重点に把握）

#### ウ 避難受入班

〔担当事務〕

- 被災者の受入に関する事
- 避難者の誘導に関する事
- 避難所受入状況の把握に関する事

〔担当事務の具体的な内容〕

- 避難所の開設・管理
- 避難者の状況の把握
- 公園など広域避難場所、一時避難所の避難者への対応
- 被害状況、地域の状況の把握、情報の伝達
  - ・ 被害状況等の把握
  - ・ 入手した情報の庶務班等への報告
- 避難者の名簿作成、安否確認・問合せへの対応  
(個人情報に関わる事項は、職員が慎重に取り扱う)
- 水・食糧・生活物資等の調達、供給
  - ・ 避難者の今後の推移を予測し、救援物資の品目、必要数量を区本部に要請
  - ・ 各避難所への供給の順序、数量、道路状況に応じた輸送経路などの調整（救助班と連携）
- 要支援者への対応（保健福祉班と連携）
  - ・ 地域の情報と合わせた、要支援者の把握
  - ・ 支援が必要な要支援者への対応
- 保健福祉班と連携した、病人、けが人への対応
- 遺体仮収容（安置）所の管理補助（※状況による）

〔災害時において最初に実施する事項〕

- 災害の規模に応じ、避難所の開設を決定  
(学校等施設、各班や関係機関に連絡、連携)
- 地域の状況を把握し、区本部（庶務班）へ連絡
- 避難所に職員を派遣
  - ・ 避難所の開設状況、避難者の状況の把握
  - ・ 要支援者の状況把握開始

- 救助班と連携した救援物資の供給準備

## エ 調査班

### [担当事務]

- 被害状況の調査に関すること

### [担当事務の具体的な内容]

- 被害住家の現地調査
- 建築物の応急危険度判定活動の支援
- その他、区内の被害状況の調査
  - ・ 区本部長の指示等に基づく、各班と連携した区内の被害状況の把握

### [災害時において最初に実施する事項]

- 現地調査活動の準備、実施
  - 家屋被害調査のための情報入手、準備
- ※家屋の被害調査にあたっては、都市整備部等による建築物の応急危険度判定活動とも連携

## オ 保健福祉班

### [担当事務]

- 被災者の医療救護に関すること
- 防疫・保健衛生に関すること
- 区医師会等との連絡調整に関すること
- 福祉避難所の開設・運営、要支援者の避難支援に関すること（避難受入班と連携）
- 遺体安置に関すること

### [担当事務の具体的な内容]

- 各避難所での救護所の開設
- けが人の状況、生き埋めの状況の把握
- 区内医療機関の被害状況、患者受入れ状況の把握
- 医療救護班の派遣に関する区医師会(地区医師会)への要請
- 要請なく区本部または区ボランティアセンターに駆けつけた医療救護班の救護所への配置
- 救護所、医療機関における医薬品の供給状況、医療資機材の需要の把握
- 以上の状況を市本部（医療調整班）へ報告・調整し、対応
- 救護所または避難所の保健師等公衆衛生従事者の活動への協力、

同従事者の不足数の把握、健康部健康施策課に派遣依頼（感染症・食中毒等の予防対策、こころのケア、健康相談など）

※ 医療救護は『大阪市災害対策本部健康部 災害応急対策実施要領』、『浪速区災害対策本部救急医療調整実施要領』を参照

□ 要支援者に関すること

- ・ 要支援者の被害状況の把握（避難受入班と連携）
- ・ 福祉避難所の開設・受入の調整
- ・ 各福祉避難所の状況把握
- ・ 区社会福祉協議会やボランティアセンターと連携した、各避難所における要支援者の介護に必要な要員・物資などの確保
- ・ 自宅で困窮している要支援者の支援体制・要員確保

□ 遺体仮収容（安置）所の開設・運営

[参考： 遺体仮収容（安置）の対応]

□ 遺体仮収容（安置）所の開設（浪速区民センターなど）

- ・ 遺体の収容、遺族や確認者の対応
- ・ 遺体安置：棺類の調達・組立て、安置
- ・ 火葬等の調整、実施（状況により、遺骨の安置の対応）

※ 医師、市本部環境部、葬儀業者（市協定に基づく）等と連携

[災害時において最初に実施する事項]

□ 区内の人的被害の把握

□ 要支援者の状況把握（避難受入班と連携）

□ 各医療機関・福祉施設等の被害状況・対応状況・対応能力等の把握

□ 区医師会の状況の把握（区医師会の対応可否、対応見込み）

□ 市本部（医療調整班）と連携した、区内で対応できないけが人、病人の区外の医療機関への移送

### 3-3-(3) 災害後における主な対応

浪速区役所では、被害にあわれた方に対し、次のとおり相談窓口を設ける。

◆罹災・被災証明の発行（市民協働課（市民協働） 6647-9734）

浸水等により住居に被害を受けられた方で、保険等の手続きに被災証明が必要な方から連絡があれば、職員が伺い、被害状況を確認、罹災・被災証明を発行する。確認できない場合は発行不可。

◆災害見舞金の支給（市民協働課（市民協働） 6647-9734）

実際に居住されている住宅であること、床上浸水と認定されることなど条件を満たしていれば、災害見舞金が支給される場合がある。

◆消毒液の配布（保健福祉課（保健） 6647-9882）

居住部分に床上・床下浸水の被害を受け、希望があれば相談の上、消毒液（クレゾール石鹼液）の配布を行う。

◆国民保険料の減免（窓口サービス課（管理） 6647-9946）

国民健康保険料が減免される場合がある。

◆保育料・介護保険料等の減免

保育料、介護保険料、介護利用者費用負担額、障がい者利用者負担額が減免される場合がある。

（保育料）…保健福祉課（子育て支援） 6647-9895

（介護保険料）…保健福祉課（高齢者支援） 6647-9859

（介護利用者費用負担額）

…保健福祉課（高齢者支援） 6647-9859

（障がい者利用者負担額）

…保健福祉課（障がい者支援） 6647-9897